

別紙1

提出書類一覧（測量等・物品・委託）

番号順に編冊して下さい。

書 類 名	摘 要
(1)入札参加資格審査申請書	第1号様式
(2)営業所一覧表	第2号様式(任意様式可) 千葉県外の営業所は記入不用
(3)実績調書	任意様式 直前2年間の主な契約実績を記入すること。
(4)技術者経歴書(測量のみ)	第5号様式(任意様式可)
(5)委任状(原本) 1部はファイルに綴じないこと	第6号様式(該当者のみ提出) 契約行為を営業所等に委任する場合は、2部提出すること。受付印を押印後1部返却するので、入札の際にその写しを提出すること。
(6)誓約書(原本)	第7号様式
(7)使用印鑑届(原本)	第8号様式(該当者のみ提出) 使用印が実印と異なる場合のみ組合様式に押印し提出すること。
(8)承諾書(原本)	第9号様式
(9)登記事項証明書又は 身分証明書(写し可)	法人は登記事項証明書、個人は身分証明書とし、申請日直前3か月以内のもの。
(10)印鑑証明書(原本)	法人の場合は代表者の印、個人の場合は事業主の印とし、申請日直前3か月以内のもの。
(11)納税証明書又は完納証明書(写し可)	申請日直前3か月以内に交付を受けたもの。 * 審査基準日(申請日)直前2年間の営業年度に係るもの。 ア 山武市、横芝光町、芝山町(以下「関係地方公共団体」という。)に契約行為を行う営業所等のある業者 (共通) 関係地方公共団体に関するすべての市町税に係る納税証明書 (法人の場合) 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) (個人の場合) 申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2) イ 関係地方公共団体内に契約行為を行う営業所等はないが、県内に契約行為を行う営業所等のある業者 (法人の場合) 契約行為を行う営業所にかかる千葉県税の完納証明書(納税証明書その2) (個人の場合) 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) 申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2) ウ 県外の営業所等で契約行為を行う業者 (法人の場合) 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) (個人の場合) 申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)
(12)関連業者届出書	県 第37号様式 以下の(1)から(3)の項目に該当する場合 (1)代表者本人又は当該法人が、他の法人へ総資本額の50%以上を出資し、又は出資を受けている場合。 (2)代表者又は役員が、他の法人の代表者又は役員を兼ねている場合。 (3)代表者と他の法人の代表者が次のいずれかに該当する場合。 ①配偶者 ②直系血族(父母、祖父母、子、孫) ③兄弟姉妹

(13) 営業沿革書	県 第22号様式(任意様式可)
(14) ISO認証取得に関する 登録証及び附属書(写し)	取得している者のみ提出 (本店及び契約行為等を委任する営業所等の登録証及び附属書の写し)
(15) エコアクションの登録証	取得している者のみ提出
(16) 障害者雇用状況報告書(控) 障害者雇用納付金制度による 報奨金支給申請書(控) 調整金支給申請書(控) 上記のいずれか(写し)	法定雇用率を達成している者のみ提出
(17) 官公需適格組合の証明書(写し)	官公需適格組合の証明を受けている者のみ
(18) 官公需適格組合の組合員名簿	官公需適格組合の証明を受けている者のみ
(19) 組合及び組合員の審査項目情報一覽	県 第49号様式(官公需適格組合の証明を受けている者のみ)
(20) 事業協同組合・役員・組合員名簿	県 第23号様式(事業協同組合のみ提出)
(21) 財務諸表(写し可)	直前2年の事業年度に関するもので、法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書又は株主資本等変動計算書。個人の場合は青色申告書又は確定申告書の写し
(22) 許可証明書や登録証明書等 (写し)	業務等に必要な許可や登録を受けている場合にあっては、その登録証明書や許可証の写しを添付する。